

東京新聞

2025年
(令和7年)

7月3日

木曜日

きょうの紙面

4 大谷5年連続30号
8 大谷5年連続30号
21 住民不在79年前の都道計画
22 学童疎開の悲劇今に伝える

中日新聞東京本社
〒1008505 TEL.03-6910-2211
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号

12版 第29630号 (明治25年3月12日第3種郵便物認可)

新興企業に投資するベンチャーキャピタル（VC）らによる起業者へのセクハラなどは不当に取引を制限し、独占禁止法違反に当たる恐れがあるとして、女性起業者らでつくる団体が公正取引委員会に申告した。団体によると、起業者へのハラスメントを巡る初の申告とみられ、公取委の判断が注目される。
(竹谷直子) = 「あきらめたくない」 3面

起業者へのセクハラ 独禁法違反の可能性

スタートアップ業界

申告したのは、スタートアップ（新興企業）業界のセクハラ撲滅などを旨とする「スタートアップユニオン」。リスクを取って革新的な事業を生み出すとされるスタートアップは、金融機関よりもVCや個人投資家から資金調達するケースが多い。だが、優位な立場にあるVCらによるセクハラなどが後を絶たない。団体によると、女性起業者から「セクハラをやめてほしい」と伝えると、取引が止まると「被害を告白したら取引がほとんどなくなった」といった相談が相次ぐ。投資家同士が結託して、被害者が業界内で冷遇されるケースもあるという。

団体側は6月中旬に公取委に申告。加害者や加害行為を黙認する人同士の団結、被害者へのセクハラなどの不当な要求、集団での無視や冷遇などの取引制限は、独禁法で禁

資金調達元から被害、公取委に申告



じる「不正な取引方法」などに当たると主張している。メンバーの川原梨央奈さん(25)は「セクハラを容認する

側が平然と居座り、セクハラを拒否し、声を上げた当事者が『面倒な人』と烙印を押されて排除される」と話す。

団体の顧問弁護士の大竹寿幸氏は、VCらの行為が独禁法違反と認められれば、「公取委が改善するよう求める措置を出す。裁判でも利用できると、抑制効果が期待できる」と説明する。公取委によ

反につながる恐れがあるとして、同事務所に「注意」した。

こうした動きを踏まえ、独禁法に詳しい多田幸生弁護士は「セクハラを拒否した起業者への取引を拒否したり、ほかの投資家と結託して融資しないことは、独禁法で禁じる取引拒絶にあたる可能性がある」と指摘する。

女性起業者とセクハラ被害

教育研究機関アイリール・マネジメント・スクールの柏野尊徳氏の2024年調査では、女性起業者の52.4%が直近1年でセクハラを経験。加害者の属性は投資家やベンチャーキャピタリストの割合が多い44.4%だった。



本社・支局の電気は非化石証書によって100%再生可能エネルギー化しています。